

## ○独立行政法人水資源機構就業規則

(平成 15 年 10 月 1 日水機規程平成 15 年度第 11 号)

改正	平成 15 年 11 月 4 日水機規程平成 15 年度第 41 号改正①	平成 15 年 12 月 26 日水機規程平成 15 年度第 48 号改正②	平成 16 年 3 月 30 日水機規程平成 15 年度第 54 号改正③
	平成 16 年 8 月 30 日水機規程平成 16 年度第 20 号改正④	平成 16 年 12 月 27 日水機規程平成 16 年度第 35 号改正⑤	平成 17 年 3 月 31 日水機規程平成 16 年度第 54 号改正⑥
	平成 17 年 12 月 1 日水機規程平成 17 年度第 17 号改正⑦	平成 18 年 3 月 31 日水機規程平成 17 年度第 26 号改正⑧	平成 19 年 6 月 27 日水機規程平成 19 年度第 6 号改正⑨
	平成 20 年 3 月 31 日水機規程平成 19 年度第 39 号改正⑩	平成 20 年 3 月 31 日水機規程平成 19 年度第 39 号改正⑪	平成 21 年 3 月 31 日水機規程平成 20 年度第 39 号改正⑫
	平成 22 年 3 月 31 日水機規程平成 21 年度第 32 号改正⑬	平成 22 年 6 月 4 日水機規程平成 22 年度第 5 号改正⑭	平成 22 年 6 月 29 日水機規程平成 22 年度第 6 号改正⑮
	平成 23 年 3 月 31 日水機規程平成 22 年度第 29 号改正⑯	平成 24 年 3 月 29 日水機規程平成 23 年度第 19 号改正⑰	平成 25 年 3 月 29 日水機規程平成 24 年度第 26 号改正⑱
	平成 26 年 3 月 31 日水機規程平成 25 年度第 15 号改正⑲	平成 26 年 12 月 10 日水機規程平成 26 年度第 12 号改正⑳	平成 27 年 3 月 31 日水機規程平成 26 年度第 42 号改正(21)
	平成 28 年 3 月 24 日水機規程平成 27 年度第 36 号改正(22)	平成 29 年 3 月 30 日水機規程平成 28 年度第 19 号改正(23)	平成 30 年 3 月 16 日水機規程平成 29 年度第 22 号改正(24)
	平成 30 年 3 月 30 日水機規程平成 29 年度第 32 号改正(25)	平成 31 年 3 月 29 日水機規程平成 30 年度第 36 号改正(26)	令和元年 9 月 24 日水機規程令和元年度第 4 号改正(27)
	令和 2 年 3 月 31 日水機規程令和元年度第 32 号改正(28)	令和 3 年 3 月 30 日水機規程令和 2 年度第 22 号改正(29)	

### 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号。以下「法」という。)第 89 条第 1 項の規定により、独立行政法人水資源機構(以下「機構」という。)の職員の就業に関する事項を定めることを目的とする。

(適用の範囲等)

第 2 条 この規程は、理事長が機構の職員として任命した者(以下「職員」という。)に適用する。

- 2 職員の就業は、法の定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。
- 3 職員のほか、その名称の如何を問わず機構の業務に従事する者の就業に関する事項は、職員の場合に準じて別に定める。

### 第 2 章 勤務

#### 第 1 節 勤務心得

(職務の遂行)

第3条 職員は、法令及びこの規程その他の機構の諸規則を遵守し、上司の指示に従って、誠実にその職務を遂行しなければならない。

(禁止行為)

第4条 職員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 機構の名誉をき損し、又は機構の利益を害すること。
- 二 機構の業務に関し知ることができた秘密を漏らすこと。
- 三 機構の許可を得ないで他の業務に就くこと。
- 四 職務上の必要がない場合において、みだりに機構の名称又は自己の職名を使用すること。
- 五 機構の秩序又は職場規律をみだすこと。
- 六 他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員(派遣労働者、一般事務補助業務従事者その他の機構の業務に従事する者を含む。)を不快にさせる職場外における性的な言動を行うこと。⑫

(届出事項等)

第5条 職員は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、その都度、速やかに、これを人事担当職(本社にあつては人事部人事課長、総合技術センターにあつてはマネジメントグループ長、中部支社にあつては総務部総務課長、関西・吉野川支社(同支社吉野川本部の所掌に属する事務以外のものを行う場合の関西・吉野川支社をいう。以下同じ。)にあつては総務課長、関西・吉野川支社吉野川本部にあつては総務課長、局にあつては総務課長、総合事業部にあつては総務課長、総合事業所にあつては総務課長又は総務用地課長、建設所にあつては総務課長又は総務用地課長、総合管理所にあつては総務課長又は事務管理課長、管理所にあつては人事に関する事務を所掌する所長代理(課が置かれた管理所にあつては総務課長)をいう。以下同じ。)に届け出なければならない。(24)(28)

- 一 現住所
- 二 履歴
- 三 特に資格を持つ場合にはその資格
- 四 その他人事担当職が人事管理上必要な事項として指定するもの③(21)

2 総合技術センター、支社、局及び建設所等(総合事業部、総合事業所、建設所、総合管理所及び管理所をいう。以下同じ。)の人事担当職は、前項の規定により届出を受けた事項を、支社に所属する建設所等の人事担当職のうち、中部支社に所属する建設所等の人事担当職にあつては同支社の総務部総務課長、関西・吉野川支社に所属する建設所等の人事担当職にあつては同支社の総務課長、関西・吉野川支社吉野川本部に所属する建設所等の人事担当職にあつては同本部の総務課長、局に所属する建設所等にあつては局の総務課長を経て、人事部人事課長に通知しなければならない。⑥⑭(21)(24)

- 3 所属長(本社にあつてはその職員を指揮監督する権限を有する部長又は室長、総合技術センターにあつては総合技術センター所長、中部支社にあつてはその職員を指揮監督する権限を有する部長又は室長、関西・吉野川支社にあつてはその職員を指揮監督する権限を有する淀川本部長(淀川本部に係るものに限る。))及び吉野川本部長(吉野川本部に係るものに限る。)、局にあつては局長、総合事業部にあつては総合事業部長、総合事業所にあつては総合事業所長、建設所にあつては建設所長、総合管理所にあつては総合管理所長、総合管理所の事業所にあつては事業所長、管理所にあつては管理所長をいう。以下同じ。)は、職員が死亡したときは、速やかにその年月日及び原因を、支社に所属する建設所等の所属長にあつては支社長を、局に所属する建設所等の所属長にあつては局長を経て、人事部人事課長に通知するものとする。③⑥⑪(21)(28)

## 第2節 勤務時間、休憩及び休日

(1週間の勤務時間及び1日の勤務時間)

第6条 職員の勤務時間は、1週間について37時間30分とする。⑩⑳

- 2 職員の勤務時間は、1日について7時間30分とし、始業時刻及び終業時刻は、次に掲げるとおりとする。⑩⑳

一 始業時刻は、本社、総合技術センター、支社及び局にあつては午前9時15分、建設所等にあつては午前8時45分⑪

二 終業時刻は、本社、総合技術センター、支社及び局にあつては午後5時45分、建設所等にあつては午後5時15分⑪

- 3 機構は、業務等上の必要により、所属する事務所の全部、一部又は各職員において前項の始業時刻及び終業時刻を繰上げ又は繰下げることがある。この場合において、所属長又は所属課長等(本社にあつてはその職員の所属する課の課長、総合技術センターにあつてはその職員の所属するグループのグループ長、支社にあつてはその職員が所属する課の課長若しくは室の室長代理、局にあつてはその職員の所属する課の課長、総合事業部にあつてはその職員の所属する課の課長、支所の支所長若しくは管理所の管理所長、総合事業所にあつてはその職員の所属する課の課長若しくは管理所の管理所長、建設所にあつてはその職員の所属する課の課長若しくは出張所の出張所長、総合管理所にあつてはその職員の所属する課の課長(課が置かれていない室にあつては室長)若しくは管理所の管理所長、管理所にあつてはその職員の所属する課の課長(課が置かれていない管理所にあつては所長代理)をいう。以下同じ。)がその前日までに対象となる職員に通知するものとする。⑪⑬⑯⑱(21)(22)(28)(29)

- 4 第43条第1項の規定により採用された職員(以下「再雇用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前3項の規定にかかわらず、別に定めるところによる。⑩

(休憩時間)

第7条 休憩時間は、午後0時から1時間とする。㉑

- 2 前条第3項の規定は、前項の休憩時間に準用する。⑩

(休日)

第8条 休日は、次の各号に掲げる日とする。

- 一 日曜日(法第35条第1項の規定による休日をいう。以下「法定休日」という。)及び土曜日<sup>⑬</sup>
  - 二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
  - 三 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日
  - 四 その他機構が特に指定する日
- 2 所属長又は所属課長等は、機構の業務上必要があるときは、前項の休日を他の日又は他の日の半日と振り替えることができる。振り替えられた休日の勤務時間は、第6条第2項に規定する1日又はその2分の1の時間とする。<sup>②③⑩</sup>
  - 3 所属長又は所属課長等は、機構の業務上必要があるときは、前項の規定により休日となった日又は日の半日を、他の日又は他の日の半日と振り替えることができるものとする。<sup>⑧</sup>
  - 4 緊急の業務のため前2項の振替が行われず、第1項又は第2項に規定する休日に第6条第2項に規定する1日又はその2分の1の勤務時間を勤務した職員は、所属長又は所属課長等の承認を得て、その勤務した休日の翌日から起算して1ヶ月以内の日を指定して1日又は半日の代休日を取得することができるものとする。<sup>②③⑧⑩</sup>
  - 5 再雇用短時間勤務職員の休日は、前4項の規定するもののほか、別に定めるところによる。<sup>②⑧</sup>

(在宅勤務)

第8条の2 職員は、職員の生活の本拠となっている住宅又は機構が認めた場所において勤務すること(以下「在宅勤務」という。)を命ぜられることがある。(29)

2 在宅勤務に関する事項は、別に定める。(29)

(適用除外)

第9条 本社の技師長、常務参与、首席審議役、部長、室長、人事監、ダム技術監、水路技術監、危機管理監、国際監、特命審議役、次長、課長若しくは室長、総合技術センター所長、総合技術センターの次長、上席エンジニア、グループ長、グループ副長若しくはマネージャー、支社長、副支社長、支社の部長、次長、課長(担当課長を含む。)、室長、局長、局の次長、課長、室長、総合事業部長、総合事業部の次長、事業管理役、総合事業所長、副所長、建設所長、建設所の副所長、総合管理所長、総合管理所の事業所長、総合管理所の事業推進室長、総合管理所の副所長、総合管理所の事業所の副所長、管理所長又は管理所の副所長の職にある職員には、第6条及び第7条の規定は適用しない。<sup>⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱(21)(22)(23)(25)(29)</sup>

第3節 時間外勤務

(時間外勤務)

第 10 条 職員は、法第 33 条第 1 項又は法第 36 条の定めるところにより、第 6 条に規定する勤務時間外の時間若しくは同条第 4 項により別に定められた勤務時間外の時間又は第 8 条に規定する休日に勤務することを命ぜられることがある。⑩

(適用除外)

第 11 条 総合技術センター及び建設所等の職員で別に定める特殊な業務に従事するものの勤務時間、休憩時間、休日、時間外勤務は、前節及びこの節の規定にかかわらず、別に定めるところによる。⑭

#### 第 4 節 出勤及び欠勤

(出勤及び退勤)

第 12 条 職員は、出勤したとき及び退勤するときは、その時刻を人事担当職に届け出なければならない。③

(同前)

第 13 条 職員は、機構の業務のため、当該職員の所属する事務所に出勤できないとき、始業時刻後に出勤しようとするとき、又は終業時刻前に退勤しようとするときは、あらかじめ、事由を付してこれを所属長又は所属課長等に届け出なければならない。ただし、あらかじめ届け出ることが困難なときは、出勤後直ちに、その事由を明らかにして届け出るものとする。③

(早退等)

第 14 条 職員は、勤務時間中において一時職務を離れ、又は早退しようとするときは、あらかじめ所属長又は所属課長等の許可を受けなければならない。③

(欠勤等)

第 15 条 職員は、欠勤しようとするとき、又は機構の業務に関する事由以外の事由により始業時刻後に出勤しようとするときは、あらかじめ、事由を付して、これを所属長又は所属課長等に届け出なければならない。ただし、あらかじめ届け出ることが困難なときは、欠勤を始めた後又は出勤した後、直ちに届け出るものとする。③

2 職員は、傷病のため欠勤するときは、前項の届出をするほか、症状及び欠勤見込日数を記載した医師の証明書を、所属長又は所属課長等を経て人事担当職に提出しなければならない。③

(欠勤日の年次休暇への振替)

第 16 条 職員は、欠勤について前条第 1 項の規定による届出又は同条第 2 項の規定による届出及び証明書の提出を行ったときは、その欠勤日を、第 18 条に規定する年次休暇の日数の範囲内で、当該休暇に振り替えることを請求することができる。

#### 第 5 節 有給休暇

(有給休暇)

第 17 条 有給休暇は、年次休暇及び特別休暇とする。

(年次休暇)

第 18 条 職員は、毎年度(4月1日から翌年3月31日までの間)20日の年次休暇を受けることができる。ただし、採用された日の属する年度において職員の受けることのできる年次休暇の日数は、その職員の採用された月に応じて、それぞれ、次の表に定めるとおりとする。

採用された月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
休暇日数	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日

- 2 前項の年次休暇に未使用分が生じたときは、当該未使用分を翌年度に限り繰り越して受けることができる。
- 3 職員は、1日、半日又は1時間を単位として、年次休暇を受けることができる。⑬
- 4 前項の規定による1時間を単位とする年次休暇は、8時間を限り1日とみなして、第1項の規定により受けることができる年次休暇の日数から法第39条第1項及び第2項の規定により機構が与えなければならない年次休暇の日数を控除した日数に5日を加えた日数に限り、受けることができる。⑬
- 5 第42条第1項の規定により採用された職員又は再雇用短時間勤務職員(以下「再雇用職員」をいう。)の年次休暇は、前4項の規定にかかわらず、別に定めるところによる。⑬
- 6 第26条の規定により育児時間を行う職員の年次休暇は、前5項の規定にかかわらず、別に定めるところによる。⑬
- 7 第1項の規定により年次休暇を10日以上受けることができる職員に対(新設)しては、付与日から1年以内に、当該職員の有する年次休暇日数のうち5日について、所属長又は所属課長等が職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して与えるものとする。ただし、職員が第3項の規定による1日又は半日を単位とした年次休暇を受けた場合においては、当該受けた日数分を5日から控除するものとする。

(年次休暇の届出)

第 19 条 職員は、前条の年次休暇を受けようとする場合には、あらかじめ、その時期及び期間並びに居住地以外の地に連絡先があるときは、その連絡先を明示して、所属長又は所属課長等に届け出なければならない。③

- 2 職員は、前項の場合において、機構の業務上の必要により、年次休暇を受ける時期の変更を命ぜられることがある。

(特別休暇)

第 20 条 職員は、次の表に掲げる場合には、第18条に規定する年次休暇のほか、それぞれ次の表に掲げる日数又は時間の特別休暇を受けることができる。③⑤

結婚の	本人が結婚する場合	5日以内
	子が結婚する場合	2日以内
	兄弟姉妹が結婚する場合	1日

場 合		
死 亡 の 場 合	配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が死亡した場合	10日以内
	父母又は子が死亡した場合	葬祭を主宰する者である場合には7日以内、その他の者である場合には4日以内
	祖父母、兄弟姉妹、又は配偶者の父母が死亡した場合	葬祭を主宰する者である場合には4日以内、その他の者である場合には3日以内
	3親等以内の親族(配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹及び配偶者の父母を除く。)が死亡した場合	葬祭を主宰する者である場合には3日以内、その他の者である場合には1日
そ の 他 の 場 合	つわりにより勤務が著しく困難な場合	必要日数又は必要時間
	本人が出産する場合	出産予定日前6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)及び出産後8週間
	配偶者が出産する場合	3日以内の必要日数又は必要時間(1時間単位)
	配偶者が出産する場合であつてその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する必要がある場合⑤	5日以内の必要日数又は必要時間(1時間単位)
	妊娠中又は出産後1年以内の場合で母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠23週まで 4週間に1回、必要時間 妊娠24週から35週まで 2週間に1回、必要時間 妊娠36週から出産まで 1週間に1回、必要時間 出産後1年まではその間に1回、必要時間 ただし、医師等の特別の指示があつた場合に

	は、いずれの期間についてもその指示された回数
生後1年に達しない新生児に授乳等をしなければならない場合	1日2回、1回30分
生理日に当たり、かつ、勤務困難な場合	必要日数又は必要時間
満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を看護する必要がある場合又は当該子のために予防接種若しくは健康診断を受けさせる必要がある場合⑬⑮(28)	毎年度5日以内(当該子が2人以上の場合にあっては、10日以内)の必要日数又は必要時間(1時間単位)⑬
配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹及び孫その他機構が認める者で、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある者(以下「要介護者」という。)の介護をする場合⑮	毎年度5日以内(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日以内)の必要日数又は必要時間(1時間単位)
骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要日数又は必要時間
職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務をしないことが相当であると認められるとき イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配付その他の被災者を支援する活動 ロ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上的の傷害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて別表で定めるものにおける活動 ハ イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上的の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	一の年度において5日の範囲内の日数
天災不可抗力の発生、公民権の行使その他特別の事由がある場合で所属長又は所属課長等の許可を受けたとき③	必要日数又は必要時間

- 2 職員は、前項の場合において、片道5時間以上の旅行をするときは、前項の規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する日数に往復に必要な日数を加算した日数の特別休暇を受けることができる。



3 第1項の規定による1時間を単位とする特別休暇は、8時間を限り1日とみなして、受けることができる。

(特別休暇の届出等)

第21条 職員は、前条の特別休暇(天災その他の不可抗力の発生、公民権の行使その他特別の事由による特別休暇を除く。)を受けようとする場合には、あらかじめ、その事由及び期間並びに居住地を離れる場合においては行き先を、所属長又は所属課長等に届け出なければならない。③

2 職員は、天災その他の不可抗力の発生、公民権の行使その他特別の事由により特別休暇を受けるために所属長又は所属課長等の許可を受けようとする場合には、その事由及び期間並びに居住地を離れるときは行き先を明示しなければならない。③

(代替休暇)

第21条の2 月の初日から末日までの間(以下「月間」という。)の時間外勤務が60時間を超えた職員は、別に定める給与規程により支給する時間外勤務手当の一部に代えて、法第37条第3項の規定による休暇(以下「代替休暇」という。)を、1日又は半日を単位として、受けることができる。この場合において、1日を7時間30分に、半日を3時間45分とする。⑬⑯⑳

2 前項の規定により受けられる代替休暇は、月間60時間を超えた時間外勤務の時間数に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める率を乗じて得た時間数とする。この場合において、当該時間数が1日又は半日に満たないときは、第18条に定める年次休暇を組み合わせて受けることにより、代替休暇を受けることができる。⑬

一 休日以外の日における時間外勤務 100分の25⑬⑯

二 休日における時間外勤務 100分の15⑬

3 前2項の規定により、代替休暇を受けようとする職員は、月間の時間外勤務が60時間を超えた月の翌月1日(以下「起算日」という。)から1ヵ月以内に、起算日から2ヶ月以内の日の1日又は半日を指定して、人事担当職に申し出るものとする。⑬

4 この条の規定により代替休暇を取得した場合における職員の給与は、別に定める給与規程により調整する。⑬

#### 第6節 介護休暇等

(介護休暇)

第22条 職員は、配偶者、父母、子、配偶者の父母その他別に定める者で負傷若しくは疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある者(以下「要介護者」という。)の介護を行うため、介護休暇を受けることができる。

2 介護休暇の期間は、前項に規定する要介護者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6ヶ月を超えない範囲内において必要と認められる期間とする。(23)

3 介護休暇に関する手続きその他必要な事項については、別に定める。

(介護時間)

第 22 条の 2 職員は、前条に規定する介護休暇を受けている場合を除き、要介護者の介護を行うため、1 日の勤務時間の一部について勤務しない時間(以下「介護時間」という。)を受けることができる。(23)

2 介護時間の期間は、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間内において必要と認められる期間とする。(23)

3 介護時間に関する手続きその他必要な事項については、別に定める。(23)

(深夜業の制限)

第 23 条 職員は、別に定めるところにより、要介護者を介護するために、午後 10 時から午前 5 時までの深夜に勤務しないことができる。ただし、業務の正常な運営に支障があるときは、この限りでない。

(時間外勤務の制限)

第 24 条 職員は、別に定めるところにより、要介護者を介護するために、時間外勤務の制限を請求することができる。

#### 第 7 節 育児休業等

(育児休業)

第 25 条 職員は、別に定めるところにより、当該職員の 3 才に満たない子(民法(明治 29 年法律第 89 号)第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者及びその他これらに準ずる者として別に定める者を含む。以下同じ。)を養育するために育児休業をすることができる。(23)

(育児時間)

第 26 条 職員は、前条に規定する育児休業をしている場合を除き、別に定めるところにより、満 12 才に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある当該職員の子を養育するために 1 週間の勤務時間の一部について育児時間を取得することができる。⑪(21)(28)

2 職員は、前条に規定する育児休業をしている場合を除き、別に定めるところにより、満 12 才に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある当該職員の子を養育するために 1 日の勤務時間の一部について勤務しない育児時間を取得することができる。⑪(21)(28)

(深夜業の制限)

第 27 条 職員は、別に定めるところにより、満 12 才に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある当該職員の子を養育するために、午後 10 時から午前 5 時までの深夜に勤務しないことができる。(28)ただし、業務の正常な運営に支障があるときは、この限りでない。(21)

(時間外勤務の制限)

第 28 条 職員は、別に定めるところにより、満 12 才に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある当該職員の子を養育するために、時間外勤務の制限を請求することができる。(21)(28)

#### 第 8 節 自己啓発等休業等

(自己啓発等休業)

第 28 条の 2 職員(再雇用職員を除く。第 28 条の 3、第 31 条及び第 32 条において同じ。)は、別に定めるところにより大学等における修学又は国際貢献活動のため自己啓発等休業をすることができる。⑪⑬⑰

(配偶者同行休業)

第 28 条の 3 職員は、別に定めるところにより、職員の継続的な勤務を促進するため配偶者同行休業をすることができる。⑰

#### 第 9 節 出張

(出張の命令)

第 29 条 職員は、機構の業務上の必要により、出張を命ぜられることがある。

2 出張を命ぜられた者には、別に定める旅費規程により旅費を支給する。

#### 第 3 章 給与

(給与)

第 30 条 職員の給与は、別に定める給与規程により支給する。

#### 第 4 章 任免

##### 第 1 節 採用

(試用期間)

第 31 条 新たに職員となった者については、職員となった日から起算して 6 ヶ月を経過する日までの期間を試用期間とする。⑬

2 新たに職員となった者は、前項の試用期間中において職員としてふさわしくないと認められたときは、第 39 条の規定にかかわらず、解雇されることがある。

3 第 39 条第 2 項の規定は、前項の規定により職員を解雇する場合に準用する。ただし勤務総日数が 14 日に満たない職員に対しては、解雇の予告及び当該予告に代わる平均賃金の支払を行わない。

(書類の提出)

第 32 条 新たに職員となった者は、次の各号に掲げる書類を人事担当職に提出しなければならない。

- 一 履歴書
- 二 誓約書
- 三 その他人事担当職が人事管理上必要と認める書類

## 第2節 異動等

### (異動)

第33条 職員は、機構の業務上の都合により、転勤その他の異動を命ぜられることがある。

- 2 転勤を命ぜられた者には、別に定める旅費規程により旅費を支給する。

### (赴任)

第34条 職員は、転勤を命ぜられたときは、転勤の命令を受けた日から起算して10日以内に、旧任地を出発しなければならない。ただし、やむを得ない事由により出発を延期することについて、あらかじめ新任地における所属長の許可を受けたときは、この限りでない。

### (出向)

第35条 職員は、機構の業務上の必要により、出向を命ぜられることがある。

- 2 出向を命ぜられた職員の就業等については、別に定める。

## 第3節 休職

### (休職)

第36条 職員が次の各号の一に該当するときは、休職を命ずることがある。

- 一 結核性疾患による欠勤の期間が1年を超えるとき。
  - 二 前号に該当する場合を除き、傷病による欠勤の期間が6ヶ月を超えるとき。
  - 三 刑事事件に関して起訴されたとき。
  - 四 その他特別の事由があるとき。
- 2 職員が前項第1号又は第2号に該当する事由により引き続き1ヶ月を超える期間欠勤した後出勤し、出勤日数が10日に満たない間に同一事由により再び欠勤をはじめたときは、その出勤した日の前後の欠勤期間を通算するものとする。

### (休職期間)

第37条 前条第1項第1号又は第2号に該当することによる休職の期間は、2年を超えない範囲内において、療養を要する程度に応じ、その都度定める。ただし、前条第1項第1号に該当する場合又は同項第2号に該当する場合において特別の事情があるときは、必要に応じ、その定めた期間を、1年を超えない範囲内において延長することができる。

- 2 前条第1項第3号に該当することによる休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。
- 3 前条第1項第4号に該当することによる休職の期間は、その都度定める。

### (復職)

第 38 条 前条第 1 項に規定する休職期間が満了する前又は満了した場合において、休職事由が消滅したときは、速やかに復職を命ずるものとする。

2 前条第 2 項又は第 3 項に規定する休職期間が満了したときは、第 39 条の規定により解雇する場合及び第 54 条の規定により免職の懲戒を行う場合を除き、速やかに復職を命ずるものとする。

#### 第 4 節 解雇及び退職

##### (解雇)

第 39 条 職員が次の各号の一に該当するときは、解雇することがある。

- 一 職員としての能力又は適性を著しく欠くとき。
- 二 精神又は身体に著しい障害があるため機構の業務に耐えられないとき。
- 三 免職の懲戒を受ける事由に相当する事由があるとき。
- 四 その他やむを得ない業務上の都合があるとき。

2 前項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当することにより職員を解雇しようとするときは、原則として 30 日前までにその旨を予告するものとし、予告しないときは、法第 12 条の定めるところにより算定したその職員の 30 日分の平均賃金を支払うものとする。

3 第 1 項第 3 号に該当することにより職員を解雇しようとするときは、法第 20 条第 3 項に定めのある手続をとり、予告及び予告に代わる平均賃金の支払を行わないものとする。

##### (自己の都合による退職の願出)

第 40 条 職員は、自己の都合により退職しようとするときは、退職しようとする日の 2 週間前までに、その旨を所属長を経て理事長に願出しなければならない。

##### (退職)

第 41 条 職員は、次の各号の一に該当するときは、退職するものとする。

- 一 前条の規定により退職を願出でて承認されたとき。
- 二 第 37 条第 1 項に規定する休職期間が満了した場合において、休職事由が消滅しないとき。

2 職員は、前項に規定する場合のほか、年齢が 60 才に達した日以後における最初の 3 月 31 日に退職するものとする。

3 再雇用職員は前 2 項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、退職するものとする。

- 一 第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当するとき。
- 二 第 42 条又は第 43 条に定める期間が満了したとき。

##### (定年退職者等の再雇用)

第 42 条 機構は、前条第 2 項の規定により退職した者又は前条第 2 項の規定に該当する以前に退職した者のうち勤務時間等を考慮してこれらに準ずるものとして別に定める者(以下「定年退職者等」という。)を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1 年を

超えない範囲で期間を定め、常時勤務を要する職務につかせるため採用することができる。ただし、当該定年退職者等の年齢が60才に達していないときは、この限りでない。⑧

- 2 前項に規定する期間又はこの項の規定により更新された期間は、別に定めるところにより、1年を超えない範囲内で更新することができる。
- 3 前2項に規定する期間については、その末日は、別に定めるところによる。

第43条 機構は、定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で期間を定め、短時間勤務(当該短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間が、第6条第1項に規定する勤務時間の適用を受ける職員の1週間当たりの勤務時間に比し短い時間であるものをいう。次項において同じ。)につかせるため採用することができる。ただし、当該定年退職者等の年齢が60才に達していないときは、この限りでない。

- 2 前項に規定する短時間勤務の職務につかせる期間は、前条第2及び第3項の規定を準用する。

第43条の2 機構は、第41条第2項の規定により退職した者(前2条の規定により採用される者は除く。)のうち、第39条第1項各号又は第41条第1項各号のいずれかに該当する者を除き、引き続き雇用されることを希望する者については、独立行政法人水資源機構の嘱託員に関する規程(水機規程平成15年度第26号)第2条に規定する嘱託員として65才まで再雇用する。⑧⑩

(退職手当)

第44条 職員(再雇用職員を除く。)が第39条の規定により解雇され、第41条の規定により退職し、又は死亡したときは、別に定める退職手当支給規程により、退職手当を支給する。

- 2 職員が第39条第1項各号の一に該当することにより解雇され、又は第41条の規定により退職した後において、在職中の勤務に関し第54条の規定により免職の懲戒を受ける事由があることが明らかになったときは、退職金を支給せず、又はすでに支給した退職金を返還させることがある。

## 第5章 研修

(研修)

第45条 職員は、業務上必要な研修を受けることを命ぜられることがある。

## 第6章 保健衛生

(協力業務)

第46条 職員は、衛生管理者又は安全衛生推進者の指示にしたがい、保健衛生上必要と認められる措置に協力しなければならない。

(結核性疾患及び感染症の届出等)

第 47 条 職員は、自己が結核性疾患にかかったとき、又は自己若しくは自己の同居者若しくは近隣の者が感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)にいう感染症をいう。以下本条において同じ。)にかかったときは、直ちにその旨を所属長に届け出て、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の場合には、その職員に、一定期間を限り療養又は出勤停止を命ずることがある。
- 3 同居者又は近隣の者が感染症にかかったことにより前項の出勤停止命令を受けて欠勤した職員については、その欠勤を出勤とみなす。

(健康診断)

第 48 条 職員は、機構が毎年定期又は臨時に行う健康診断を受けなければならない。

- 2 前項の健康診断の結果により必要があると認められるときその他保健衛生上必要があると認められるときは、その職員に療養を命じ、又はその他の保健上必要な措置を執ることがある。

## 第 7 章 災害補償

(療養費の負担等)

第 49 条 職員が業務上負傷し、又は疾病にかかったときは、機構は、法第 75 条の定めるところにより、その職員について必要な療養を行い、又は必要な療養費を負担する。

- 2 前項の負傷又は疾病による欠勤は、出勤とみなす。ただし、法第 78 条に定めのある場合に該当する場合には、この限りでない。

(障害補償)

第 50 条 職員が業務上負傷し、又は疾病にかかり、治った場合において身体に障害が存するときは、法第 77 条の定めるところにより、その職員に対して、その障害の程度に応じて障害補償を行う。

- 2 前条第 2 項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

(遺族補償及び葬祭料)

第 51 条 職員が業務上死亡したときは、機構は、法第 79 条の定めるところにより、その遺族又は当該職員の死亡当時その収入によって生計を維持していた者に対して遺族補償を行い、法第 80 条の定めるところにより、葬祭を行う者に対して葬祭料を支払う。

(保険給付との関係)

第 52 条 本章の規定により補償を受けるべき職員が、同一の事由について、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)の定めるところによって本章の災害補償に相当する保険給付を受ける場合には、その価額の限度において、本章の規定による補償を行わない。

## 第 8 章 表彰及び懲戒

(表彰)

第 53 条 職員が機構の業務に関し特に功労があり、他の模範とするに足りると認められるときは、別に定めるところにより、これを表彰する。

(懲戒)

第 54 条 法令又はこの規程その他の機構の諸規則に違反した職員に対しては、その違反の軽重にしたがって、次の表に定めるところにより、戒告、減給、停職又は免職の懲戒を行う。(29)

懲戒の種類	懲戒の内容
戒告	将来を戒める。
減給	法第 91 条に定めのある制限を超えない範囲内において、適宜給与を減額する。
停職	3 ヶ月以内の期間を定めて出勤を停止する。この場合には、当該期間中の給与は支給しない。
免職	予告しないで解雇する。

(損害賠償)

第 55 条 職員が故意又は重大な過失により機構に損害を及ぼしたときは、前条の規定により懲戒を行うほか、情状により、損害の全部又は一部を賠償させることがある。

#### 第 9 章 補則

(人事担当職への通知)

第 56 条 この規程により許可をし、又は届出を受けた所属長又は所属課長等は、許可をし、又は届出を受けた事項を速やかに人事担当職に通知するものとする。③

(読替)

第 57 条 本社の部長若しくは室長、総合技術センター所長又は支社の支社長、副支社長、部長若しくは室長の職にある職員又は本社若しくは支社の部若しくは室に所属しない職員については、次の表の規定の欄に掲げる規定を適用するときは、これらの規定中同表の読み替えられる字句の欄に掲げる字句は、同表の読み替える字句の欄に掲げる字句に読み替えるものとする。③⑥⑪⑬

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 5 条第 3 項③⑥⑪	所属長(本社にあつてはその職員を指揮監督する権限を有する部長又は室長、総合技術センターにあつては総合技術センター所長、中部支社にあつてはその職員を指揮監督する権限を有する部長又は室長、関西・吉野川支社にあつてはその職員を指揮監督する権限を有する淀川本部長(淀川本部に係るものに限る。)及び吉野川本部長(吉野川本部に係るものに限る。)、局にあつては局長、総合事業部にあつては総合事業部長、総合事	本社の部長若しくは室長又は総合技術センター所長の職にある職員又は本社の部若しくは室に所属しない職員にあつては当該職員を直接指揮監督する役員、支社の支社長、副支社長、部長若しくは室長の職にある職員又は支社の部若しくは室に所属しない職員にあつては支社長③⑥⑪⑬



	業所にあつては総合事業所長、建設所にあつては建設所長、総合管理所にあつては総合管理所長、総合管理所の事業所にあつては事業所長、管理所にあつては管理所長をいう。以下同じ。)③⑥⑪(23)(28)	
第8条第4項、第13条、第14条、第15条、第19条第1項、第20条第1項、第21条、第34条、第40条、第47条第1項、第56条③⑪	所属長	

#### 附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から実施する。
- 2 水資源開発公団就業規則(水公規程昭和37年第10号。)は、廃止する。
- 3 削除⑦
- 4 昭和58年4月30日以前に水資源開発公団(以下「公団」という。)の職員として在職し、公団の要請に応じ、国家公務員等(旧水資源開発公団職員退職手当支給規程(水公規程昭和38年第19号。)第8条の2第1項の国家公務員等をいう。以下同じ。)となるため退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等として在職した後、再び公団の職員となった者は、在職職員とみなす。
- 5 機構成立の際に公団から出向又は派遣を命ぜられている職員は、機構において出向又は派遣を命ぜられたものとみなす。①
- 6 附則第2項の規定による廃止前の水資源開発公団就業規則(以下「公団就業規則」という。)第8条第2項の規定により休日を平成15年10月1日以降の他の日と振り替えられた場合には、当該振り替えは第8条第2項の規定による振り替えとみなす。①
- 7 機構成立の際に公団就業規則第18条の規定により受けている年次休暇は、第18条の規定による年次休暇とみなす。この場合において未使用分が生じたときは、20日を限度として翌年度に限り繰り越して受けることができる。①
- 8 機構成立の際に公団就業規則第20条の規定により受けている特別休暇は、第20条の規定による特別休暇とみなす。①
- 9 機構成立の際に公団就業規則第27条の規定に基づき、命ぜられている休職は、第36条の規定による休職とみなす。①

- 10 機構成立の際に公団就業規則第21条の2の2の規定によりしている育児休業は、第25条の規定による育児休業をしているものとみなす。①
- 11 前6項のほか、機構設立の際に公団就業規則に基づきなされた決定その他の行為は、別に定める場合を除き、この規程中の相当する規定によってなされたものとみなす。  
①
- 12 規則第43条の2の適用について、同条中「65才」を次表の定年年令に達した日欄の区分に応じ、それぞれ同表の最終雇用年令に読み替えるものとする。⑧

定年年令に達した日	最終雇用年令
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	63才
平成19年4月1日から平成21年3月31日まで	64才

附 則(平成15年11月4日水機規程平成15年度第41号改正①)  
この規程は、平成15年10月1日から実施する。

附 則(平成15年12月26日水機規程平成15年度第48号改正②)  
この規程は、平成15年12月27日から実施する。

附 則(平成16年3月30日水機規程平成15年度第54号改正③)  
この規程は、平成16年4月1日から実施する。

附 則(平成16年8月30日水機規程平成16年度第20号改正④)  
この規程は、平成16年9月1日から実施する。

附 則(平成16年12月27日水機規程平成16年度第35号改正⑤)  
この規程は、平成17年1月4日から実施する。

附 則(平成17年3月31日水機規程平成16年度第54号改正⑥)抄  
1 この規程は、平成17年4月1日から実施する。

附 則(平成17年12月1日水機規程平成17年度第17号改正⑦)  
この規程は、平成18年4月1日から実施する。

附 則(平成18年3月31日水機規程平成17年度第26号改正⑧)  
この規程は、平成18年4月1日から実施する。

附 則(平成19年6月27日水機規程平成19年度第6号改正⑨)  
この規程は、平成19年7月1日から実施する。

附 則(平成20年3月31日水機規程平成19年度第39号改正⑩)

この規程は、平成20年1月1日から適用する。

附 則(平成20年3月31日水機規程平成19年度第39号改正⑪)

この規程は、平成20年4月1日から実施する。

附 則(平成21年3月31日水機規程平成20年度第39号改正⑫)

この規程は、平成21年4月1日から実施する。ただし、別紙新旧対照表(その2)に係る改正部分は、独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第13条第1項の規定に基づき、主務大臣から武蔵水路改築事業に関する事業実施計画の認可を受けた日の翌日から実施する。

附 則(平成22年3月31日水機規程平成21年度第32号改正⑬)

この規程は、平成22年4月1日から実施する。

附 則(平成22年6月4日水機規程平成22年度第5号改正⑭)

この規程は、平成22年6月4日から実施する。

附 則(平成22年6月29日水機規程平成22年度第6号改正⑮)

この規程は、平成22年6月30日から実施する。

附 則(平成23年3月31日水機規程平成22年度第29号改正⑯)

この規程は、平成23年4月1日から実施する。

附 則(平成24年3月29日水機規程平成23年度第19号改正⑰)

この規程は、平成24年4月1日から実施する。

附 則(平成25年3月29日水機規程平成24年度第26号改正⑱)

この規程は、平成25年4月1日から実施する。

附 則(平成26年3月31日水機規程平成25年度第15号改正⑲)

この規程は、平成26年4月1日から実施する。

附 則(平成26年12月10日水機規程平成26年度第12号改正⑳)

この規程は、平成27年1月1日から実施する。

附 則(平成27年3月31日水機規程平成26年度第42号改正(21))

この規程は、平成27年4月1日から実施する。

附 則(平成28年3月24日水機規程平成27年度第36号改正(22))  
この規程は、平成28年4月1日から実施する。

附 則(平成29年3月30日水機規程平成28年度第19号改正(23))  
この規程は、平成29年4月1日から実施する。

附 則(平成30年3月16日水機規程平成29年度第22号改正(24))  
この規程は、平成30年4月1日から実施する。

附 則(平成30年3月30日水機規程平成29年度第32号改正(25))  
この規程は、早明浦ダム再生事業に関する事業実施計画の認可を受けた日の翌日から実施する。

附 則(平成31年3月29日水機規程平成30年度第36号改正(26))  
この規程は、平成31年4月1日から実施する。

附 則(令和元年9月24日水機規程令和元年度第4号改正(27))  
この規程は、令和2年4月1日から実施する。

附 則(令和2年3月31日水機規程令和元年度第32号改正(28))  
この規程は、令和2年4月1日から実施する。

附 則(令和3年3月30日水機規程令和2年度第22号改正(29))  
この規程は、令和3年4月1日から実施する。